

## 箕面市都市公園条例に基づく集会所の設置許可に関する要領

令和5年4月

箕面市みどりまちづくり部公園緑地室

## 目 次

|     |                |   |
|-----|----------------|---|
| I   | 集会所の定義         | 2 |
| II  | 設置許可審査基準       | 2 |
| III | 審査等にかかる提出書類    | 5 |
| IV  | 設置許可に伴う使用料等    | 7 |
| V   | 設置許可に伴う使用料等の免除 | 7 |
| VI  | 設置許可申請の受付      | 7 |

## I 集会所の定義

この要領において「集会所」とは、都市公園の質的な利用機能の拡大を図り、地域における文化活動、コミュニティ意識の醸成に資するための拠点となる集会施設であって、自治会、連合自治会その他市長が認める者（以下、「自治会等」という。）が設置する公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項）とする。

## II 設置許可審査基準

都市公園法第5条第1項及び箕面市都市公園条例（昭和50年条例第15号）第11条に基づく都市公園内への集会所の設置許可にかかる申請に対する基本的な内容審査に当たっては、次の審査基準によるものとする。

### 1. 妥当性

集会所の設置は、当該都市公園の周辺において、都市公園用地の他に集会所建設用地の確保が困難な場合に設置することができるものとし、設置を許可する集会所は、1公園につき1施設とする。

### 2. 申請者

申請書類提出時において以下の要件をすべて満たす自治会等とする。

- ア 設置が完了する時点において法人格を有する見込みであること
- イ 設置に関し、当該都市公園周辺の住民及び利用者の理解を得ていること
- ウ 複数の自治会等に接する都市公園又は自治会等の区域に属する都市公園に集会所を設置しようとする場合は、関係する自治会等と調整を行い、理解を得ていること
- エ 集会所の設置及び管理は、許可を受けた者の責任において実施し、設置及び管理に要する費用については、許可を受けた者が全額を負担できること

### 3. 設置可能な公園

公園管理者が土地の所有権を有する近隣公園又は街区公園とする。ただし、集会所を設置することにより当該都市公園の広場機能が確保できなくなるなど、利用上又は管理上支障があると認められる場合は、この限りではない。

#### 4. 設置許可面積

集会所の設置許可面積は管理区域面積とする。なお、管理区域面積とは、集会所の設置及び利用のために必要な区域をいう。

#### 5. 設置の目的

都市公園の質的な利用機能の拡大を図り、地域における文化活動、コミュニティ意識の醸成に資するための拠点となる集会施設の整備を目的とするものであることを要件とする。

#### 6. 構造の基準

設置許可にかかる集会所の構造の基準は、次に掲げる要件とする。

- ア 集会所の建築面積と当該都市公園に設けられる他の公園施設（建築物に限る）の面積との合計面積が、当該都市公園面積の100分の2を超えないものであること
- イ 集会所の配置は、都市公園の機能を損なわず、誰もが自由に利用できるような位置にあることとし、既存公園施設の配置や周辺の景観との調和を十分に考慮したものであること
- ウ 建物の階数は2階建てまでとし、地階を有しないものであること
- エ 建物の棟数は1棟であること
- オ 集会所内のトイレは屋外からも利用できる構造とし、一般の公園利用者が利用できるものであること
- カ 建築基準法等関連法令に適合していること
- キ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン等に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮したものであること
- ク 専用の駐車場を当該都市公園内に設けるものでないこと
- ケ 電気・水道等の供給施設及び雨水、汚水等排水施設は、既設引き込み（取付け）の容量等に支障がない場合は、分岐できるものとし、分岐した場合は、別途計量器を設置していること
- コ 集会所の管理区域は構造物等で明確にし、管理者名、連絡先等を明示する予定であること

#### 7. 管理方法の基準

設置許可にかかる集会所の管理方法の基準は、次に掲げる要件とする。

- ア 集会所の建物の所有権にかかる登記名義人は、許可を受けた者とする
- イ 管理運営にかかる規則等を定め、当該集会所が公園施設として開放

的でかつ地域の文化活動、コミュニティの場となるよう、公平・公正に運営を行い、公園施設としての本旨に即した運用が損なわれないものであること

- ウ 集会所の管理区域内の清掃、ごみ処理等の維持管理（トイレ等施設の維持管理を含む）は、許可を受けた者の責任において実施し、当該都市公園の美化に努めるとともに、当該都市公園全体の管理についても積極的に協力すること
- エ 維持管理に要する費用（修繕等の費用を含む）については、許可を受けた者が全額を負担すること
- オ 当該集会所における火災、盗難等の防止には万全を期し、事故発生や管理運営上、集会所及び都市公園の利用者、近隣住民等との間に生じる苦情等の処理は許可を受けた者の責任で行うこと
- カ 集会所の管理において事故が発生した場合は、直ちに市に報告する体制が整備されていること
- キ 許可を受けた者が当該集会所の利用にかかる料金を徴収する場合、利用料金は、集会所の維持管理を目的とした運営協力金の範囲内での設定とすること
- ク 営利、宗教の布教・勧誘等、集会所の設置目的に合致しない目的で使用されないこと
- ケ 集会所が住居として使用されないこと
- コ 集会所の利用者による車両の乗り入れがされないこと

## 8. 工事の実施方法の基準

集会所設置工事の実施方法の基準は、次に掲げる要件とする。

- ア 建築確認申請等にかかる手続きは、許可を受けた者の責任において実施し、手続きに要する費用については、許可を受けた者が全額を負担すること
- イ 当該集会所の設置工事に伴い、必要やむを得ず公園施設の移設等が生じた場合は、公園管理者の指示に従い、許可を受けた者において影響区域も含めて施工すること
- ウ 必要やむを得ず、既存の樹木を撤去する場合は、公園管理者の指示に従い、許可を受けた者において施工すること
- エ 樹木の撤去に伴い、公園の景観の維持等を理由に別の場所への植栽が必要となった場合は、公園管理者の指示に従い許可を受けた者が同樹種を植栽すること
- オ 工事区域に仮囲い等を設置し、工事中における公園利用者の安全を

確保すること

- カ 工事期間中における都市公園の利用機能の確保に努めること
- キ 工事に起因する事故、苦情等が生じた場合は、許可を受けた者において適切に対処すること
- ク 工事に伴い発生する残土及び産業廃棄物については、適切に処理すること
- ケ 当該都市公園内において、設置許可を受けた管理区域外に仮囲いや資材置き場等を設ける場合は、最小限にとどめ、都市公園法第6条及び箕面市都市公園条例第12条の規定により公園占用許可を受けること
- コ 工事が完成したときは、箕面市都市公園条例第28条に基づき、書面により、施工前後の写真その他市長が定める資料を添えて公園管理者へ報告するものとし、その確認を受けること

#### 9. 原状復旧の基準

集会所の設置許可を受けた者は、許可の期間が終了した場合において許可の更新を受けない場合は、速やかに当該都市公園を集会所設置前の原状に復旧することとする。ただし、公園管理者から特に指示があった場合は、この限りではない。

また、復旧が完了した際は、箕面市都市公園条例第28条に基づき、書面により完了した旨を復旧状況の写真を添えて公園管理者へ報告するものとし、その検査を受けることとする。

なお、原状復旧工事期間中、設置許可を受けた管理区域外に仮囲いや資材置き場等を設ける場合は、最小限にとどめ、都市公園法第6条及び箕面市都市公園条例第12条の規定により公園占用許可を受けること。

#### 10. 設置許可期間

都市公園内に設置する集会所の設置許可期間は、10年以内とする。  
ただし、更新を妨げないものとする。

### Ⅲ 審査等にかかる提出書類

#### 【 許可審査 】

都市公園内への集会所の設置許可にかかる申請にあたっては、箕面市都市公園条例第11条第1項に基づき、許可審査のため、次に掲げる資料を提出すること。

- ・公園施設設置許可申請書（様式第2号）
- ・申請にかかる届出書（指定様式）
- ・集会所設置が完了する時点において法人格を有する見込みであることを証明する書類（認可地縁団体印鑑登録申請書の写し等）
- ・工事のスケジュール（工程）がわかるもの
- ・建築パース
- ・配置図（集会所を設置する場所及び管理予定区域面積が分かるもの）
- ・計画図一式  
（平面図、躯体断面図、立面図、外構図、仮設計画図、排水・給水・電気設置図等）
- ・集会所の管理運営にかかる規則等（案時点の提出も可）
- ・集会所の管理区域内の清掃、ごみ処理、トイレ等の維持管理にかかる計画が確認できるもの
- ・事故が発生した場合に適切に対応するため、責任者の選任及び連絡体制が確認できるもの
- ・集会所の利用者等との間に生ずる苦情等に適切に対応するため、苦情処理体制が確認できるもの
- ・当該集会所の利用にかかる料金を徴収する場合、料金体系が確認できるもの

### 【 占用許可 】

集会所設置にかかる工事期間中、設置許可を受けた管理区域外に仮囲いや資材置き場等を設ける場合は、箕面市都市公園条例第12条に基づき、次に掲げる資料を提出すること。

- ・公園占用許可申請書（様式第4号）
- ・資材置場等に必要面積（占用面積）と場所が分かるもの
- ・事故等発生時の対応方法について示すもの（任意様式）

### 【 工事完成届 】

集会所の設置工事が完了したときは、箕面市都市公園条例第28条に基づき、次に掲げる資料を提出すること。

- ・公園の使用工事完了届（様式第10号）
- ・工事施工前後の写真

- ・その他市長が定める資料

### 【 原状復旧届 】

許可の期間が終了したことに伴い、集会所設置前の原状に復旧した場合は、箕面市都市公園条例第28条に基づき、次に掲げる資料を提出すること。

- ・公園の原状回復届（様式第12号）
- ・原状復旧前後の写真

## IV 設置許可に伴う使用料等

設置許可に伴う使用料は、下記の表に掲げるところによる。

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| 公園施設を設置する場合 1平方メートル 1年あたり | 2,000円 |
|---------------------------|--------|

集会所設置にかかる工事期間中、設置許可を受けた管理区域外に仮囲いや資材置き場等を設ける場合の占用許可に伴う占用料は、下記の表に掲げるところによる。

なお、期間が1ヶ月未満であるものについての占用料の額は、この表により計算した額に消費税相当額を加算した額とする。

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| 占用面積（工事用材料の置場面積） 1平方メートル | 1,100円 |
|--------------------------|--------|

## V 設置許可に伴う使用料等の免除

設置許可を受けた自治会等については、箕面市都市公園条例第16条及び都市公園条例施行規則（昭和60年規則第10号）第6条に基づき、使用料等を免除する申請を行うことができる。

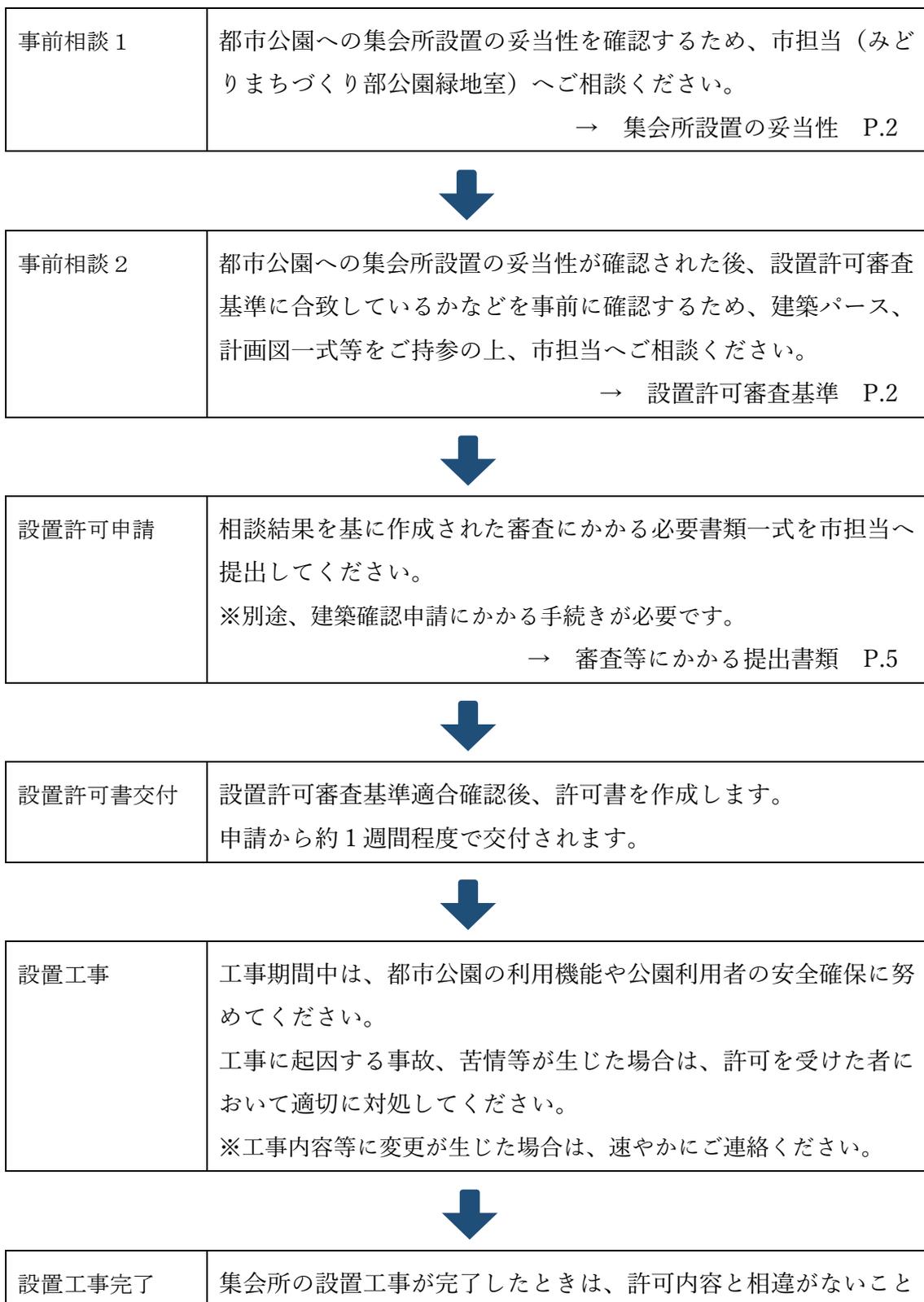
使用料等の免除を受けようとする場合は、審査等にかかる提出書類に加え、使用料減免申請書（様式第8号）を提出すること。

## VI 設置許可申請の受付

申請にあたっては、当該都市公園周辺の住民及び利用者、関係する自治会等との調整の見込みや申請予定内容等について、市担当者に事前に相談を行うこ

と。

なお、許可申請にかかる受付手順は下記のとおりとする。



|  |   |
|--|---|
|  | を確認するため、必要書類一式を市担当へ提出してください。<br>→ 審査等にかかる提出書類 P.6 |
|--|---|



|        |   |
|--------|---|
| 管理運営開始 | 市の確認終了後、管理運営を開始できます。<br>定められた管理運営にかかる規則等に基づき、都市公園の質的な利用機能の拡大を図り、地域における文化活動、コミュニティ意識の醸成に資するための拠点となる集会施設となるよう、公平・公正に運営を行ってください。 |
|--------|---|